

## 事業事前評価表

### 国際協力機構地球環境部環境管理グループ

#### 1. 案件名（国名）

国名：ドミニカ共和国

案件名：全国総合廃棄物管理制度・能力強化プロジェクトフェーズ2

The Project for Institutional Capacity Development on Nation-Wide Integrated Solid Waste Management in the Dominican Republic Phase 2

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における廃棄物管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ドミニカ共和国は、近年の経済成長の結果、一人当たり GNI が 7,370 米ドル（2018 年、世銀）と卒業移行国に位置づけられているが、首都のサントドミンゴ特別区では人口増加に伴い、廃棄物の量も 2005 年から 2016 年にかけて 27% 増加している。加えて、全国の最終処分場ではオープンダンプが行われており、環境及び健康への影響が懸念されている。そのような状況下、ドミニカ共和国政府は 2012 年に策定した「国家開発戦略 2030」で「ごみ収集率の拡大と持続可能な最終処分の確保」を優先課題に掲げており、JICA は技術協力プロジェクト「全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト（2014-2017）」にて全国の廃棄物管理の監督機関である環境天然資源省（Ministerio de Medio Ambiente y Recursos Naturales。以下、「MARENA」）の能力強化を実施し、収集運搬、中間処理、リサイクルや環境教育等を含む統合廃棄物管理を広域管理するための自治体連合形成モデル構築を支援した。また、アスア県で自治体連合による最終処分場パイロット運営を実施し、その有効性から、同様の取り組みを他の自治体にも広げるべきであることが確認された。

同案件終了後の 2017 年 7 月、政府は「清潔なドミニカ（Dominicana Limpia）」計画を発表し、廃棄物管理に関する啓発と最終処分場のリハビリ、自治体及び自治体連合による最終処分場建設などに取り組んでおり、処分場建設に関しては予算が 3 年間で約 50 億円計上され、2020 年までの政権期間に進めるという強いコミットメントを示しており、MARENA は「廃棄物に係る一般法案」の早期承認を目指している。

一方、MARENA、自治体及び自治体連合は同計画の最終処分場に関する実施責任を負っているが、最終処分場のリハビリや新設の適切な事例はごく限られており、廃棄物の発生から最終処分までを適切に管理する体制（総合廃棄物管理）の構築には至っていない。また、最終処分場の当事者である自治体や自治

体連合は最終処分場の設計・建設・運営等の技術や経験が十分でない。以上を背景に、最終処分場の計画、設計から運営、閉鎖に到るまでの一連の能力強化およびこれらを通じた総合的廃棄物管理の推進にかかる支援が新たにドミニカ共和国政府より要請された。

(2) 廃棄物管理に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対ドミニカ共和国国別開発協力量針（2018 年 9 月）では、「持続的かつバランスのとれた開発」の下、「持続的な経済開発」と「格差是正」を重点分野とし、それぞれ「競争力向上プログラム」および「環境保全・気候変動対策プログラム」、「地域社会開発プログラム」を設定して協力を行っている。

廃棄物分野の協力は、「環境保全・気候変動対策プログラム」に位置づけられる。本事業は、上記の相手国の政策、我が国および JICA の協力量針と合致し、SDGs ゴール 11.6 の達成に寄与する。

(3) 他の援助機関の対応

米州開発銀行（日本信託基金）「首都圏の廃棄物処理に係る組織再編及びマスタープラン改定支援（Institutional Reform and Update of the Solid Waste Management Master Plan of the Greater Santo Domingo）」（2018）：サントドミンゴ区における現行の廃棄物関連法案の更新とその普及や、2007 年に JICA が策定したマスタープラン改定を実施中。本事業との整合性につき、案件開始後も随時確認予定。

米国国際開発庁「Improving Solid Waste Disposal in the Municipality of San Cristobal, Dominican Republic」（2018）：サンクリストバル市の処分場改善のマスタープラン策定を実施中。加えて、「CLEAN CITIES, BLUE OCEAN」（2019～2024）として観光地（サマナ）の企業を巻き込みプラスチックの 3R 促進を実施予定。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ドミニカ共和国において環境天然資源省と主要連携機関を対象に、最終処分場の計画、管理や環境社会配慮、資金動員等について、能力強化やパイロットプロジェクトを行うことにより、それらの機関による自治体および自治体連合への調整・指導・支援の実施促進を図り、もって自治体および自治体連合による最終処分場の管理改善や持続的運営の推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ドミニカ共和国全域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MARENA 都市環境管理局職員、地方自治体連盟（Liga Municipal

Dominicana。以下、「LMD」) 職員、地方自治体協会 (Federacion Dominicana de Municipios。以下、「FEDOM」) 職員、特別区協会 (Federacion Dominicana de Distritos Municipales。以下、「FEDODIM」) 職員

最終受益者：ドミニカ共和国市民

(4) 総事業費 (日本側)

約 3.0 億円 (予定)

(5) 事業実施期間

2020 年 4 月～2023 年 3 月 (36 か月)

(6) 事業実施体制

C/P：環境天然資源省 (MARENA)

主要連携機関：地方自治体連盟 (LMD)、地方自治体協会 (FEDOM)、特別区協会 (FEDODIM)

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計約 60M/M を予定)：(廃棄物管理、制度組織管理、最終処分場設計・建設、最終処分場運営・リハビリ・閉鎖、財務分析・財務計画、環境社会配慮、業務調整)

② 本邦研修

③ その他プロジェクト活動の実施に必要な経費

2) ドミニカ共和国側

① カウンターパートの配置 (分野：土木、建築、測量技師、経済、社会、環境)

② 日本人専門家執務室及び会議・セミナー実施場所の確保、光熱水道費、中央政府職員の給与日当、移動手段の確保 (車両)、その他プロジェクト活動に必要な経費 (通信環境の確保、セミナー開催経費等)

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

なし。

2) 他援助機関等の援助活動

2.(3) のとおり。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑

みて、環境への望ましくない影響が重大で無いと判断できるため。

③ 環境許認可：本プロジェクトで確認

④ 汚染対策：本プロジェクトで確認

⑤ 自然環境面：本プロジェクトで確認

⑥ 社会環境面：本プロジェクトで確認

⑦ その他・モニタリング：本プロジェクトで確認

2) 横断的事項：本事業により最終処分場の計画・運営管理が適正化することを通じて処理場から発生するメタンガスの抑制に貢献しうするため、気候変動対策（緩和策）に資する。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S)「ジェンダー活動統合案件」  
＜活動内容／分類理由＞

最終処分場では多くの女性がウェストピッカーとして従事していることより、これらの改善、閉鎖により彼女らの生計手段が脅かされることが想定されるため、処分場に資源物の分別場やコンポストヤードなどの付帯施設を設置することを検討する場合には優先的に雇用するなど、配慮する。また、その場合、軍手やマスク等の必要物品を供与し、衛生面及び安全面に配慮するなど労働環境の改善も併せて行うとともに、重量物の移動を行うような配置は避けるよう雇用先に働きかけるよう計画する。

(10) その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

環境天然資源省（MARENA）と主要連携機関の調整・指導・支援を通じて、最終処分場の管理が改善し、持続的に運営される。

指標

1. 最終処分場の建設或いはリハビリの計画の数が XX から YY に増加する。
2. 既存処分場閉鎖計画の数が XX から YY に増加する。
3. 適切に廃棄物が処分される処分場の数が増加する。

2) プロジェクト目標と指標

最終処分場の設計、建設、運営、リハビリ、閉鎖について、MARENA と主要連携機関が自治体及び自治体連合を調整・指導・支援する能力が強化される。

## 指標

1. MARENA や主要連携機関から技術的に援助を受ける既存最終処分場の数が XX から YY となる。
2. 最終処分場建設のために MARENA や主要連携機関から技術的に援助を受けた最終処分場の数が XX から YY となる。
3. 最終処分場閉鎖のために MARENA や主要連携機関から技術的に援助を受けた最終数が XX から YY となる。

※指標はプロジェクト開始後の現況把握に係る活動の結果を踏まえて C/P と協議のうえ決定する。

## 3) 成果

- 成果1： MARENAと主要連携機関が、新規並びに既存処分場の整備計画を把握し、最終処分場に関する国家管理計画を策定する能力が向上する。
- 成果2： 新規処分場整備の設計・用地取得・建設について、MARENAと主要連携機関が自治体及び自治体連合を調整・指導・支援する能力が向上する。
- 成果3： 新規処分場設置や既存処分場閉鎖に係る環境社会配慮について、MARENAと主要連携機関が自治体及び自治体連合を調整・指導・支援する能力が向上する。
- 成果4： 最終処分場の運営管理について、MARENAと主要連携機関が自治体及び自治体連合を調整・指導・支援する能力が向上する。
- 成果5： 自治体及び自治体連合の廃棄物管理のための資金獲得メカニズムや要件が確立する。
- 成果6： 自治体及び自治体連合に対する最終処分場の計画や管理に必要な調整・指導・支援がMARENAと主要連携機関によりパイロットエリアで実践される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

MARENA がプロジェクト実施に必要な予算と人員を確保する。

### (2) 外部条件

- ・ 廃棄物管理に関する政策、法制度及び規制が大幅に変更されない。
- ・ MARENA、主要連携機関、自治体及び自治体連合の最終処分場管理に関する役割と責任が大幅に変更されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果

- ①フィリピン「ボラカイ島地域固形廃棄物管理マスタープラン調査」では、埋め立て処分場予定地が相手国実施機関により承認されていたが、事前調査が不十分であったため、土地相続者に法的申し立てをされた。
- ②「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のためにー社会全体の廃棄物管理能力の向上をめざしてー」（JICA, 2004）では、最終処分場の改善・閉鎖において、技術的、財務的および環境社会的な観点から十分な配慮が行われていない場合、環境悪化の要因となる他、持続可能な廃棄物処理・管理が達成できないリスクが生じる点を指摘している。

#### (2) 本事業への教訓

- ①最終処分場の立地選定を円滑に行うためには、技術的対応だけでなく住民との合意形成を計画的に行う必要があるため、パイロットプロジェクトにて詳細な活動計画を策定する際に反映する。
- ②最終処分場の改善、閉鎖に際しては、相手国の技術・人材水準、改善レベル、管理運営面の整備、ウェイトピッカーなど社会的弱者への配慮が必要である。計画段階から相手国の実施能力を十分に勘案した水準の適正技術を用いるよう留意する。

### 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、最終処分場の設計、建設、運営、リハビリ、閉鎖について MARENA と主要連携機関が自治体及び自治体連合を調整・指導・支援する能力を強化することで、最終処分場の管理改善や持続的な運営を推進するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画  
事業開始 3 か月後      ベースライン調査  
事業終了 3 年後      事後評価
- (3) 実施中モニタリング計画  
事業開始後 6 か月おき：モニタリングシートの提出  
事業開始 1 年後：JCC における相手国実施機関との合同レビュー  
事業開始 2 年後：JCC における相手国実施機関との合同レビュー  
事業終了 1 か月前：終了前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー  
※必要に応じてモニタリング調査団を派遣。

以 上